

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業施行規程第21条第1項の規定に基づき、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業伏見西部第五地区土地区画整理事業の基準地積の更正の期間について、次のとおり公告します。

平成16年9月17日

京都市長 榊本頼兼

1 申請の受付期間

平成16年9月20日から同年11月19日まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

2 申請の受付時間

午前8時30分から午後5時まで

3 申請の受付場所

京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町36番地の1

京都市南部区画整理事務所

（南部区画整理事務所）